

議案第 27 号

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家畜診療所の位置及び妊娠診断に関する金額の変更並びに時間外診療費に関する規定の追加に伴う改正

飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例

飛驒市家畜診療所設置条例（令和2年飛驒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「飛驒市古川町上野571番地1」を「飛驒市古川町本町2番22号」に改める。

別表診療費の項の次に次のように加える。

時間外診療費	平日17時以降 1件につき2,500円
	休日 1件につき2,500円

別表妊娠診断の項中「300円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市家畜診療所設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																						
<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 略 名称 略 位置 <u>飛騨市古川町上野571番地1</u></p> <p>第4条～第7条 略 附 則 略 別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診察費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>初診料の項・各種文書料の項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>妊娠診断</td> <td>1頭につき <u>300円</u></td> </tr> <tr> <td>去勢の項～検査料の項</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	診察費	略	初診料の項・各種文書料の項	略	妊娠診断	1頭につき <u>300円</u>	去勢の項～検査料の項	略	<p>第1条・第2条 略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 略 名称 略 位置 <u>飛騨市古川町本町2番22号</u></p> <p>第4条～第7条 略 附 則 略 別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診察費</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>時間外診療費</td> <td>平日17時以降 <u>1件につき2,500円</u> 休日 <u>1件につき2,500円</u></td> </tr> <tr> <td>初診料の項・各種文書料の項</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>妊娠診断</td> <td>1頭につき <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>去勢の項～検査料の項</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	診察費	略	時間外診療費	平日17時以降 <u>1件につき2,500円</u> 休日 <u>1件につき2,500円</u>	初診料の項・各種文書料の項	略	妊娠診断	1頭につき <u>1,000円</u>	去勢の項～検査料の項	略
区分	金額																						
診察費	略																						
初診料の項・各種文書料の項	略																						
妊娠診断	1頭につき <u>300円</u>																						
去勢の項～検査料の項	略																						
区分	金額																						
診察費	略																						
時間外診療費	平日17時以降 <u>1件につき2,500円</u> 休日 <u>1件につき2,500円</u>																						
初診料の項・各種文書料の項	略																						
妊娠診断	1頭につき <u>1,000円</u>																						
去勢の項～検査料の項	略																						

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
担当部	農林部
提案理由	家畜診療所の位置及び妊娠診断に関する金額の変更並びに時間外診療費に関する規定の追加に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 家畜診療所の位置（所在地）の変更</p> <p>飛騨市家畜診療所の薬品保管庫を飛騨農業協同組合吉城営農センターから飛騨市役所西庁舎地下に移設したことに伴い、その所在地を飛騨市古川町本町2番22号に変更するもの。</p> <p style="text-align: right;">（第3条関係）</p> <p>(2) 時間外診療費の規定の追加及び妊娠診断料の変更</p> <p>飛騨市家畜診療所は獣医師4名による診療体制が整ったため、時間外診療については可能な範囲で対応を拡大することとし、令和8年度より時間外診療費を新設する。また、民間事業者との診療費に大きな差がある妊娠鑑定料について、同水準に変更するもの。</p> <p style="text-align: right;">（別表関係）</p>
市民への影響等	診療費の改定により市内畜産農家の費用負担は増加するが、休日等の診療依頼先が複数となり、利便性は向上する。
施行日	令和8年4月1日
備考	